

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査を受けましょう



平成26年6月25日 第117号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民 生 部 国 保 年 金 課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は納期内に納めましょう

平成26年度国民健康保険税について

●7月は平成26年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚目

平成26年度 国民健康保険税納税通知書

平成26年7月1日

| 主宛名コード | 記号番号 | 通知書番号 |
|-----------------------|------|-------|
| 〒 | | |
| * 住民票上の世帯主の名前が記入されます。 | | |
| 税 務 太 郎 様 | | |

★26年度の国保税(4月~次年3月分)の年税額が9期に分けられ記入されます。

| 期 別 | 納 期 | 税 額 (単位:円) |
|---------|----------|---------------------------------------|
| 普 通 徴 収 | 第1期 | 7月1日~7月31日 |
| | 第2期 | 8月1日~9月1日 |
| | 第3期 | 9月1日~9月30日 |
| | 第4期 | 10月1日~10月31日 |
| | 第5期 | 11月1日~12月1日 |
| | 第6期 | 12月1日~1月5日 |
| | 第7期 | 1月4日~2月2日 |
| | 第8期 | 2月1日~3月2日 |
| | 第9期 | 3月1日~3月31日 |
| 特 別 徴 収 | 仮徴収 | 平成26年 4月分 平成26年 6月分 平成26年 8月分 |
| | 本徴収 | 平成26年 10月分 平成26年 12月分 平成27年 2月分 |
| | 普通徴収額(計) | |
| | 特別徴収額(計) | |
| | 合 計 | |

*65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記入されます。

2 枚目

国民健康保険税の算出内訳(単位:円)

被保険者別課税月数

| | | 医療分 | 支援分 | 介護分 | 被保険者氏名 | 医療分・支援分 | 介護分 | 離職軽減分 |
|----------------|----------------|----------------------------|-------------|--------------------|--------|---------|------------------|----------------------|
| 軽減判定総所得 | 元となる額 | 世帯主とその世帯の国保加入者の前年分の合計所得 | | | | | | |
| | 税率(%) | 7.27 | | | | 国保加入月数 | 40歳~64歳の方の国保加入月数 | 非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数 |
| 所得割 | A 税 額 | | | | | | | |
| 資産割 | 元となる額 | 固定資産税の額 | | | | | | |
| | 税率(%) | 37.76 | | | | | | |
| 均等割 | B 税 額 | | | | | | | |
| 平等割 | C 税 額 | 25,210×被保険者数 | 7,400×被保険者数 | 9,400×40~64歳の被保険者数 | | | | |
| ①=A+B+C+D | D 税 額 | 21,500 | 6,400 | 5,500 | | | | |
| ※1 | 軽減額 () | E 均等割 | | | | | | |
| ※2 | | F 平等割 | | | | | | |
| 賦課限度額 | G 限度超過額 | 510,000 | 160,000 | 140,000 | | | | |
| | H 減免額 | 上記の賦課限度額を越える場合に記入されます。 | | | | | | |
| ②=①-E-F-G(算出額) | I 月割増減額(端数を含む) | 該当年度のうち国保資格の無い月及び端数切捨となる税額 | | | | | | |
| ③賦課額(②-H±I) | | | | | 合 計 | | | |

※1... 平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯)については、軽減後の税額が記入されます。

※2... 軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記入されます。7割・5割・2割の判定基準については、平成26年5月25日付け「こくほ」、または納税通知書の裏面をご確認ください。

◎(介護分)については、40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。

国民健康保険税の納付書について

コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしております。

納付の際には期別をよくお確かめください。

紛失には十分ご注意ください。

後期高齢者医療制度に移行される方について

平成26年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分れて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、平等割が4分の1軽減されます。

※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。